

---

# 『中小会社会計指針』の制度的意義と課題

甲南大学会計大学院 教授 河崎 照行

---

## ① はじめに

近年、経済環境の急激な変化に伴って、中小会社会計の基盤強化を通じて企業の活性化を図るために、「中小会社の会計」を整備する必要性が強く叫ばれてきた。他方、会計基準の国際的調和化を背景に、会計基準は質的にも量的にも拡大化の一途をたどり、中小会社にとって、「会計基準の過重負担」(accounting standards overload)の問題を深刻化させてきた。

このような状況に鑑み、わが国では、2002年6月に、中小企業庁から『中小企業の会計に関する研究会報告書』(以下では、『研究会報告書』という。)が公表された<sup>(1)</sup>。その後、2002年12月には、日本税理士会連合会から『中小会社会計基準の設定について』が公表され、また、2003年6月には、日本公認会計士協会から『「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」について』(会計制度委員会研究報告第8号)が相次いで公表された。しかし、「中小会社の会計」に関するこれら2つの職業団体の認識は、必ずしも、同一ではなかったことから、ある種の制度的混乱を引き起こす結果となった。そこで、2005年8月に、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会の4団体が、『中小企業の会計に関する指針』(以下では、『中小会社会計指針』という。)を公表するに至った<sup>(2)</sup>。

この『中小会社会計指針』は、会社法上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」(会社法431条)の1つとされ、会社計算規則では、「その他の企業会計の慣行」(会社計算規則3条)の1つとして、計算書類の作成にあたって「しん酌しなければならない」ものとされている<sup>(3)</sup>。

以上の認識を踏まえ、本稿の目的は、『中小会社会計指針』の制度的意義と課題を論じることにより、「中小会社の会計」の重要性を浮き彫りにすることにある。本稿の具体的課題は、次の4点である。

- ① 『中小会社会計指針』が必要とされる理由とその制度的位置づけを闡明にすること
- ② 『研究会報告書』の「判断の拠り所」に依拠して、「中小会社の会計」の概念的フレームワークを再確認すること
- ③ 『中小会社会計指針』の特徴を概説するとともに、『中小会社会計指針』に内在する問題性を浮き彫りにすること
- ④ 『中小会社会計指針』の編成方法について、異なる2つのアプローチの特徴を概説するとともに、『中小会社会計指針』の制度的課題を論じること

---

(1) 『研究会報告書』の解説については、次の文献を参照されたい。武田隆二編著『中小会社の会計』中央経済社、2003年。  
(2) 『中小会社会計指針』の解説については、次の文献を参照されたい。武田隆二編著『中小会社の会計指針』中央経済社、2006年。岩崎勇『中小企業会計指針の読み方と処理方法』税務経理協会、2006年。上西左大信『「中小企業の会計に関する指針」と実務』、税務経理協会、2006年。なお、『中小会社会計指針』の最新版については、中小企業庁のWebサイト(<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/index.html>)を参照されたい。  
(3) 江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣、2006年、558-561頁。弥永真生『コンメンタール 会社計算規則・改正商法施行規則』商事法務、2006年、87-91頁。

## ②『中小会社会計指針』の必要性と制度的位置づけ

### 1 『中小会社会計指針』の必要性

『中小会社会計指針』が必要とされる直接的理由（制度的理由）は、少なくとも、次の3点に要約できる<sup>(4)</sup>。

- ① 第1の理由は、「会計基準の過重負担」である。社会的・経済的環境の複雑化と国際会計基準の国内化を背景として、わが国では、1997年～1999年にかけて相当数の新たな会計基準が導入された結果、会計基準が量的に拡大し、質的に複雑化することとなった。「会計ビックバン」といわれる状況がこれである。しかし、これらの新たな会計基準は、主として「大会社（公開会社）向け会計基準」であり、中小会社にとっては、会計基準の過重負担という問題を引き起こすこととなった。
- ② 第2の理由は、「電磁的方法による計算書類の開示」である。ネットワーク社会に対応して、会社法上、「電磁的方法による記録と開示」が求められることとなった。そのため、中小会社の開示情報についても、その作成基準を明確にする必要性が生じることとなった。
- ③ 第3の理由は、「争訟問題に対する立証責任の限界画定」である。今後、わが国も、欧米社会のように、会計情報に関する争訟問題が増加することが予想されている。このような争訟社会に対応して、係争事件に対する会計専門家の責任限定の画定手段が必要となってきた。

これらは、『中小会社会計指針』が必要とされる社会的・経済的理由であるが、その本質的理由は、大会社と中小会社の「会社属性」の相違に求められる。例えば、大会社と中小会社では、その属性が次のような異なっている<sup>(5)</sup>。

- (ア) 大会社では、「所有と経営」の分離がみられるのに対して、中小会社では、それが未分離（所有主＝経営者）である。
- (イ) 大会社では、内部統制機構が整備されているのに対して、中小会社では、それが未整備である。
- (ウ) 大会社では、ステークホルダーの範囲が広いのに対して、中小会社では、その範囲が債権者や取引先に限定されている。

このような会社属性の相違に着目すれば、中小会社の特性に見合った会計基準を制度化する必要がある。その方が、大会社と同一の会計基準を適用するよりも、計算書類の社会的信頼性を高めることになるという認識が、『中小会社会計指針』の制度化の基底に位置づけられる必要がある。

### 2 『中小会社会計指針』の制度的位置づけ

#### (1) 外形要件としての『中小会社会計指針』

会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（会社法431条）とされ、会社計算規則では、「この省令（会社計算規則）の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならぬ。」（会社計算規則3条）とされる。

これら2つの規定の関連については、次の4点に着目する必要がある<sup>(6)</sup>。

- ① 会社法上、『中小会社会計指針』は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の1つであること

(4) 武田隆二「第1章 中小会社会計指針の基礎的フレームワーク」武田隆二編著、前掲書（『中小会社の会計指針』）、15-18頁。

(5) 河崎照行「中小会社会計基準の特性」『税務会計研究』、第16号（2005年）、53-54頁。

(6) 武田隆二「第1章 新会社法と中小会社会計」武田隆二編著、前掲書（『新会社法と中小会社会計』）、17-19頁。

- ② 会社計算規則上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」が適用されるのは、金融商品取引法上の大会社等、会社法上の会計監査人設置会社であること
- ③ 会社計算規則上、「その他の企業会計の慣行」が適用されるのは、会社法上の会計監査人設置会社以外の会社（つまり、中小会社）であること
- ④ したがって、『中小会社会計指針』は、「その他の企業会計の慣行」の1つとして、中小会社が計算書類の作成にあたって「しん酌しなければならない」ものであること

このことから、『中小会社会計指針』は、中小会社が依拠すべき会計処理の指針として、中小会社の会計システムの外枠（外形要件）を形作っているとみることができる。

### (2) 内形要件としての「記帳の要請」

これに対して、会社法では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」（会社法432条1項）とし、会計帳簿の作成を要請するとともに、その記帳要件として、「適時性」と「正確性」の2つをあげている<sup>(7)</sup>。会計行為のアウトプットである計算書類の信頼性は、インプット・データの信頼性（記帳の信頼性）に依存していることから、会社法では、データのインプット段階における信頼性の確保を要請する規定を導入することとなったものである。

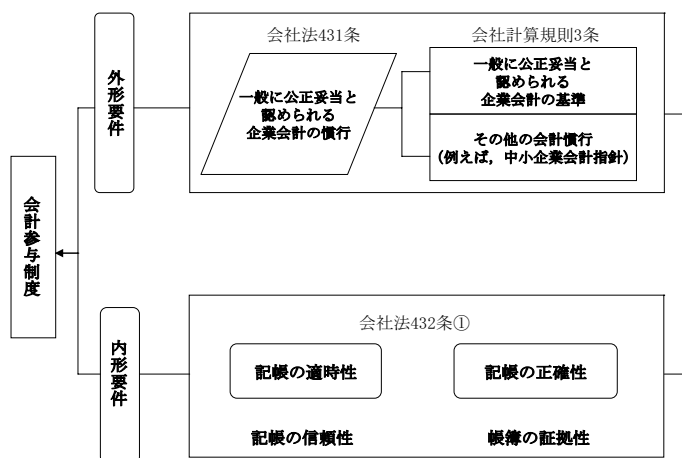
このことから、会計帳簿の「記帳要件」が、中小会社の会計システムの内枠（内形要件）を形作っているとみることができる。

### (3) 会計参与制度と『中小会社会計指針』の制度的関係

上記のような理解に立てば、『中小会社会計指針』は、中小会社の会計システムの外形要件を形作り、会社法で導入された「会計参与制度」において、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するにあたり、「拠ることが望ましい会計処理の指針」を示したものと解される。つまり、会社法では、制度上、『中小会社会計指針』（外形要件）と会計帳簿の「記帳要件」（内形要件）が相まって、中小会社の会計の健全化が図られる構図となっている。

以上の説明を要約的に図示したのが、「図表1」である<sup>(8)</sup>。

図表1 中小会社会計指針の制度的位置づけ



(7) 中小会社における「記帳要件」の重要性については、次の文献を参照されたい。坂本孝司「会社法で定める記帳要件と中小会社会計指針」武田隆二編著、前掲書（『中小会社の会計指針』）、40-49頁。

(8) 「図表1」は、次の文献の図表を基礎に作成したものである。武田隆二「会社法における『計算』と『分配』の二元化への道」『企業会計』第59巻第1号（2007年1月）、15頁〔図4〕。

### 3 「中小会社の会計」の概念的フレームワーク

『研究会報告書』では、中小会社の属性に基づいた「判断の枠組み」が提示されており、これが、「中小会社の会計」の概念的フレームワーク（基本コンセプト）を形作っている。「図表2」は、中小会社の会社属性と『研究会報告書』における「判断の枠組み」との関係を対応表示したものである。この図表では、左側の欄に、中小会社の6つの会社属性を示し、右側の欄に、『研究会報告書』における「記帳」と5つの判断基準の要請を示すとともに、これらの要請が中小会社の基本的な属性から誘導されたものであることを示している。このような概念的フレームワークとしての「判断の枠組み」は、諸外国にはみられない独自性を有している。

図表2 中小会社の会社属性と「判断の枠組み」

中小会社の会社属性	「判断の枠組み」
① 所有者管理の会社（所有者＝経営者） → 虚偽表示リスクの可能性	◇ 「Ⅲ 記帳」（記帳の基本的考え方） ・ 会計帳簿の信頼性の確保のため、信頼ある記帳が重要である。 ・ 記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。また、記帳は、適時に行わなければならない。
② 「内部統制機構」の未整備 → 統制リスクの可能性	(2) 経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと（【理解可能性と経営管理への役立ち】） (4) 現行の実務に配慮したものであること（【実務の配慮】）
③ 経営者・従業員の限られた会計的知識 → 会計に対する低い理解度	(3) 対象となる会社の過重負担にならないこと（現実に実行可能であること）（【実行可能性】）
④ 会計的知識を有する従業員を雇用できないし、その必要性もないとする経営者意識 → 経済的コスト負担の限界	(5) 会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること（【適用の弾力性】）
⑤ 業種・業態・規模等の多様性 → 多様な事業内容・事業形態	(1) 計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと（【限定されたディスクロージャー】）
⑥ 株式公開を目指さない、株式譲渡制限のある閉鎖会社 → 限定されたステークホルダー	

誘導

（出典）河崎照行「第3章 わが国の中小会社会計基準の特徴」武田隆二編著『中小会社の会計指針』中央経済社、2006年、37頁。なお、右側の(1)～(5)の見出し番号は、『研究会報告書』で示されている番号である。

## 4 『中小会社会計指針』の特徴

### 1 『中小会社会計指針』の会計的特徴

『中小会社会計指針』では、会計行為の「入口 → プロセス → 出口」について、中小会社の属性に即した要請がなされており、その会計的特徴は、次の3点に要約できる<sup>(9)</sup>。

- ① 第1は、会計行為の「入口」面で、「記帳」が要請されていることである。記帳は会計行為の出発点であるとともに、不正が最も起こりやすい局面でもある。この要請は、中小会社の経営者に会計記録の重要性（自己管理責任）を認識させるとともに、不正発生を事前に防止する狙いがある。そのため、『研究会報告書』では、記帳の要件として、次の5点を挙げている。
- (a) 「整然かつ明瞭に」(【秩序性と明瞭性】)：債権者等の関係者が、計算書類の内容を明解に理解できるよう記載すべきことの要請であり、具体的には、計算書類の様式、記載の区分、科目の名称や配列の順序などの表示について、理解しやすい方法を採用することが求められる。
- (b) 「正確かつ網羅的に」(【正確性と網羅性】)：事実を歪めることなく、また、記録すべき事象について余すところなく記帳を行うということの要請である。
- (c) 「適時に」(【適時性】)：記録すべき事実が発生した後、速やかに記帳することの要請であり、記録が遅延すればするほど、記載を誤る可能性が高まることから、日常の取引を適時に記帳すべきことが求められる。
- ② 第2は、会計行為の「プロセス」面で、「確定決算主義」を前提とした会計処理が重視されていることである。中小会社では、会計行為に多くのコストを負担することはできないことから、税法基準をベースとした計算書類の作成が合理的である。この要請は、コスト・効果的なアプローチによる中小会社の負担軽減を狙いとするものである。『研究会報告書』では、確定決算主義の効果として、次の点を指摘している<sup>(10)</sup>。
- (a) 課税当局にとっては、課税所得が不当に減少する事態を防ぐことできること。つまり、商法(会社法)上の計算書類と税法上の計算書類が分離されている場合、商事上の利益はより大きく、税務上の所得はより小さくなるような会計処理を選ぶ可能性があることから、確定決算主義の採用によってそのような事態を回避できること
- (b) 確定決算主義の採用により、中小会社にとっては、作成する計算書類が1つで済むこと
- ③ 第3は、会計行為の「出口」面で、「限定されたディスクロージャー」が要請されていることである。情報開示は、不特定多数の一般公衆に向けてなされるものであるが、大会社と中小会社では、それぞれの会社属性に応じて、その目的が次のように異なる。
- (a) 大会社の情報開示は、会社の財産および損益の状況を投資情報として開示することが課題となる。つまり、情報の受け手は多数の広範囲な利害関係者であり、その投資意思決定に対する有用な情報を提供することが課題となる。
- (b) これに対して、中小会社の情報開示は、「債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと」が課題とされる。情報の受け手は債権者や取引先という限定された利害関係者であり、それぞれの利用者にとって、次のような役立ちが期待されている<sup>(11)</sup>。
- (ア) 債権者にとっては、中小会社の信用リスクの判断に役立つこと

(9) 中小企業庁『中小企業の会計に関する研究会報告書』経済産業省、2002年6月、105-106頁。河崎照行「第3章 わが国の中小会社会計指針の特徴」武田隆二編著、前掲書(『中小会社の会計指針』)、33-35頁。

(10) 中小企業庁、前掲報告書、35頁。

(11) 同上報告書、36頁。

- (イ) 取引先にとっては、中小会社の事前調査の負担（取引コスト）を軽減し、その取引リスクの判断に役立つこと

## 2 『中小会社会計指針』の基本的考え方

### (1) 『中小会社会計指針』の立場

『中小会社会計指針』は、その基本的考え方について、次のような立場をとっている。

「取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、会社の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。」

このような基本的考え方は、次の2つの内容から構成されている。

- ① 原則として、会社の規模とは無関係に、同じ取引実態には、同じ会計処理を適用すること
- ② ただし、一定の場合に限り、「コスト・ベネフィット」の観点から、簡便な会計処理や法人税法で定める処理（税法基準）の適用を容認すること

つまり、『中小会社会計指針』は、原則として、大会社と中小会社の特性（属性）を区別することなく、同一の会計基準（「大会社向け会計基準」）を適用することとし、例外として、「コスト・ベネフィット」の観点から、簡便な会計処理や税法基準の適用を容認しようとするものである。このような例外を認める理由として、『中小会社会計指針』は、次のことをあげている。

(ア) 中小会社の計算書類の利用者は債権者や取引先等に限定されていること

(イ) 中小会社の計算書類は、意思決定支援機能よりも、利害調整機能により大きな役割が求められること

### (2) 法人税法で定める処理が適用できる場合

『中小会社会計指針』は、税法基準が適用できる場合として、次のようなケースをあげている。

- ① 「会計基準がなく」、かつ、「法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表示している」と認められるとき
- ② 「会計基準は存在する」ものの、「法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がない」と見込まれるとき

上記①は会計基準が存在しないケースであり、したがって、拠るべき会計基準が存在しないことから、実務に配慮して、税法基準の適用が容認される。ただし、税法基準が無条件に適用できるというわけではなく、それが経済実態をおおむね適正に表示できる場合に限られる。

これに対して、上記②は会計基準が存在する場合であり、本来ならば、当該会計基準を適用すべきケースである。しかし、当該会計基準と税法基準に重要な差異がないと見込まれる場合に限り、「コスト・ベネフィット」の観点から、税法基準の適用が容認される。

### (3) 『中小会社会計指針』の基本的考え方の問題性

このような「大会社向け会計基準」をベースとし、例外的に、簡便な会計処理や税法基準の適用を認めるとする『中小会社会計指針』の基本的考え方には問題がある<sup>(12)</sup>。本来、中小会社は大会社と異なる属性を有するが故に、中小会社の属性に見合った会計基準（中小会社会計指針）を編成する合理的な理由がある。既に指摘したように、『研究会報告書』は、このような大会社と中小会社の属性の相違を認識した「判断の枠組み」を提示していた。しかし、『中小会社会計指針』の基本的考え方

<sup>(12)</sup> 例えば、米国では、「その他の包括的会計基準」(Other Comprehensive Basis of Accounting ; OCBOA) と称される会計基準が中小会社向けに存在する。この OCBOA には、現金主義や税法主義に基づくものまで多様なものがあり、中小会社が財務報告の利用者のニーズやコスト等を勘案して、その採用が判断されている。Ramos, Michael J., *Preparing and Reporting on Cash-and Tax-Basis Financial Statements*, AICPA, 1998. 河崎照行, 前掲論文 (「中小会社会計基準の特性」), 41-42頁。

では、このような認識は薄れ、『中小会社会計指針』の独自性は大きく後退した感を拭えない<sup>(13)</sup>。

## 5 『中小会社会計指針』の編成方法

『中小会社会計指針』（および中小会社会計基準）の編成方法については、次の2つのアプローチを区別できる<sup>(14)</sup>。

- ① 「トップダウン・アプローチ」(top down approach)
- ② 「ボトムアップ・アプローチ」(bottom up approach)

上記①の「トップダウン・アプローチ」は、「大会社向け GAAP」から出発し、その簡素化によって「中小会社向け GAAP」を形成するアプローチである。これに対し、上記②の「ボトムアップ・アプローチ」は、中小会社の属性を検討することから出発し、中小会社に固有の「中小会社向け GAAP」を生成するアプローチをいう。両アプローチは、次の点で相違する。

- (a) 方式について、「トップダウン・アプローチ」は、「大会社向け GAAP」のうち中小会社に「適切な」基準を選別する方式であるのに対して、「ボトムアップ・アプローチ」は、中小会社に「最適な」基準を生成する方式である。
- (b) 重点について、「トップダウン・アプローチ」は、「大会社向け GAAP」との「一貫性」を重視するのに対して、「ボトムアップ・アプローチ」は「会社属性」を重視する。
- (c) 例外処理について、「トップダウン・アプローチ」は、中小会社に固有の会計処理（例えば、簡便な会計処理）を例外とみる考え方であるのに対して、「ボトムアップ・アプローチ」は、大会社に固有の会計処理（例えば、連結会計や退職給付会計）を例外とみる考え方である。

英国の「小規模事業体のための財務報告基準<sup>(15)</sup>」(Financial Reporting Standard for Smaller Entities ; FRSSSE), IASB の「グローバルな中小会社会計基準<sup>(16)</sup>」およびわが国の『中小会社会計指針』は、上記①のアプローチを指向している。これに対して、わが国の『研究会報告書』は、上記②のアプローチを指向している。

以上の説明を要約的に示したのが「図表 3」である。

(13) 河崎照行「総論・3 本指針の作成に当たっての方針」武田隆二編著、前掲書（『中小会社の会計指針』）、85-87頁。

(14) ASB, Discussion Paper, *Review of the Financial Reporting Standard for Smaller Entities (FRSSSE)*, Accounting Standards Board, February 2001, pars.6.3-6.7. 河崎照行、前掲論文（「中小会社会計基準の特性」）、50-51頁。

(15) FRSSSE の詳細については、次の文献を参照されたい。Powling, Hazel, Pryde, Andrea and Sharp Isobel, *Financial Statements for Smaller Companies: A Guide to Practice and the FRSSSE*, 4th ed., CCH, 2002. Mayes, Ray, *Preparing Company Accounts 2007/2008*, CCH, 2007. 河崎照行「英国における中小会社の会計基準 (FRSSSE) — その全体像と簡素化のプロセス — 」(1)~(3), 『税経通信』(2001年6月~8月), 34-44頁, 17-30頁, 35-42頁。河崎照行「英国会社法の改革と中小会社会計基準 (FRSSSE) のゆくえ」『税経通信』(2003年12月)。日本会計研究学会・課題研究委員会報告『中小会社会計基準に関する基本研究 — 特に、英国の中小会社会計基準 (FRSSSE) を巡って — 』日本会計研究学会, 2003年9月。

(16) IASB の取り組みについては、次の文献を参照されたい。IASB, Discussion Paper, *Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*, International Accounting Stanadards Board, September 2004. IASB, Exposure Draft, *IFRS for Small and Medium-sized Entities*, International Accounting Stanadards Board, 2007.

図表3 『中小会社会計指針』の編成方法

アプローチ 視 点	トップダウン・アプローチ (top down approach)	ボトムアップ・アプローチ (bottom up approach)
① 意 義	・「大会社向け GAAP」から出発し、その簡素化によって「中小会社向け GAAP」を形成するアプローチ	・中小会社の属性を検討することから出発し、中小会社に固有の「中小会社向け GAAP」を生成するアプローチ
② 方 式	・「大会社向け GAAP」から中小会社に「適切な」基準を選別する方式	・中小会社に「最適な」基準を生成する方式
③ 重 点	・「大会社向け GAAP」との「一貫性」を重視	・「会社属性」を重視
④ 例外処理	・中小会社に固有の会計処理（例えば、簡便な会計処理）を例外とみる。	・大会社（公開会社）に固有の会計処理（例えば、連結会計や退職給付会計）を例外とみる。
⑤ 具体例	・英国の FRSSSE, IASB, 『中小会社会計指針』の立場	・『研究会報告書』の立場

このような2つの『中小会社会計指針』の編成方法に照らせば、『中小会社会計指針』が中小会社に固有の会計指針として有効に機能するためには、「ボトムアップ・アプローチ」に則して、『中小会社会計指針』の内容の再検討が必要とされる。英国では、現在、「大会社向け GAAP」との実質的相違をどのように図るかが、FRSSSE 改革の重要課題とされ、「トップダウン・アプローチ」から「ボトムアップ・アプローチ」への転換が模索されている<sup>(17)</sup>。

## 6 むすび

本稿の目的は、『中小会社会計指針』の制度的意義とその課題を議論することを通じて、「中小会社の会計」の重要性を浮き彫りにすることであった。本稿では、『中小会社会計指針』は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の1つとして位置づけられるものであり、わが国の会計制度上、重要な意義を有するものであることを主張した。最後に、「中小会社の会計」に対する制度的課題と国際的課題の2点を指摘しておきたい。

- ① 第1の課題は、現行の『中小会社会計指針』の制度的定着化へ向けた見直しである。既に本稿でも指摘したように、現行の『中小会社会計指針』は「トップダウン・アプローチ」を指向しており、「大会社向け GAAP」を簡素化する形で策定されたものである。しかし、その制度的定着を図るためには、今後は、「ボトムアップ・アプローチ」の採用によって、「大会社向け GAAP」との差異を明確にする形で、『中小会社会計指針』の見直しを図る必要がある。
- ② 第2の課題は、IASB の取り組みに対する積極的な関与である。現在、IASB は「グローバルな中小会社会計基準」の策定に着手している。わが国では、『研究会報告書』や『中小会社会計指針』によって、「中小会社の会計」に対する独自の考え方が公表されていることから、IASB の取り組みに対する積極的な関与が望まれるとともに、「中小会社の会計」に対するわが国での

(17) 河崎照行, 前掲論文(「英国会社法の改革と中小会社会計基準(FRSSSE)のゆくえ」), 32-33頁。これに関連して、ジャービス氏(Robin Jarvis)の第17回アジア・太平洋会計士会議大阪大会での報告「中小企業のための国際財務報告基準」を参照されたい。「第17回アジア・太平洋会計士会議大阪大会」『会計・監査ジャーナル』第19巻第12号(2007年12月), 18頁。



議論をより活発化させる必要がある。

(本稿は、日本会計研究学会第57回関西西部会・特別セッション「中小企業の会計問題－『中小企業会計指針』の意義と課題－」の報告原稿を加筆・修正したものである。)